

鎌倉都市計画地区計画の決定（鎌倉市決定）

都市計画岩瀬地区地区計画を次のように決定する。

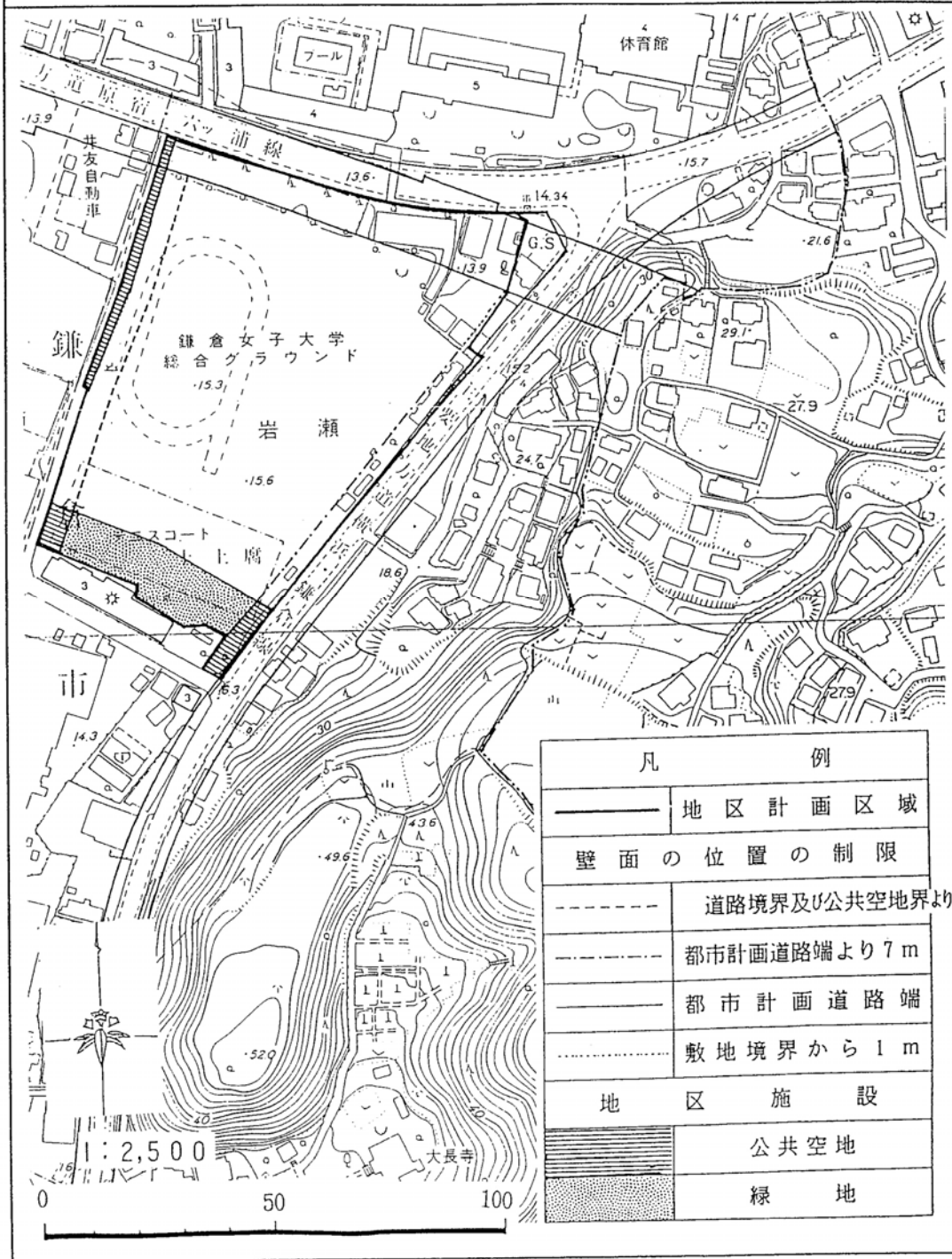
名 称	岩瀬地区地区計画
位 置	鎌倉市岩瀬字上土腐
面 積	約2.8ha
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標 <p>本地区は、鎌倉市の北部に位置し、都市計画道路3・5・2号原宿六ツ浦線及び都市計画道路3・4・3号横浜鎌倉線に隣接する地区で、鎌倉女子大学のグラウンドとして利用されている土地であり、周辺地域は、工場、倉庫、駐車場及び住宅等が混在する市街地を形成している。</p> <p>そこで、本地区計画により、鎌倉女子大学の合理的かつ計画的な土地利用の誘導を図り、さらに、周辺の工業的土地利用から文教環境を保全し、良好な市街地整備に寄与することを目標とする。</p>
	土地利用の方針 <p>本地区を良好な文教環境を形成し、地域の市街地整備に寄与する地区と位置付け、周辺環境にも配慮した合理的な土地利用を誘導する。</p>
	地区施設の整備の方針 <p>周辺の工業的土地利用から文教環境の保全を図るため、工場用地に隣接する敷地境界には、適正に緑地及び公共空地を配置する。</p>
	建築物等の整備の方針 <p>良好な文教環境を形成し、地域の市街地整備に寄与するため、建築物の用途、壁面の位置、高さ及び建築物等の意匠又は形態について規制誘導を図る。</p>

地 区 整 備 計 画 事 項	地区施設の 配置及び規模	緑地	約1,880㎡	
		公共空地	約960㎡	
	建築物 等 に 関 す る 事 項	建築物の用途の制限	<p>次の各号に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。</p> <p>(1) 学校</p> <p>(2) 公衆電話所、巡査派出所、路線バスの停留所の上屋その他これらに類する公益上必要な建築物</p> <p>(3) 前2号の建築物に附属するもの</p>	
		壁面の位置の制限	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、計画図に示す壁面の位置を越えて建築してはならない。</p> <p>ただし、建築物の用途の制限(2)号に掲げる建築物(附属するものを含む。)及び地盤面下の部分についてはこの限りでない。</p>	
建築物の高さの制限		<p>計画図に示す壁面の位置からの水平距離が10メートルの範囲内においては、当該壁面の位置からの水平距離に1.25を乗じて得たものに、20メートルを加えたもの以下としなければならない。</p>		
	建築物等の形態又は意匠の制限	<p>建築物の屋根、外壁及び建築設備その他戸外から可視できる部分については、地区の美観形成に寄与するよう配慮したものとする。</p> <p>また、屋外広告物(学校の名称を表示するものを除く。)等については、設置しないものとする。</p>		

「区域、地区施設の配置及び壁面の位置の制限は、計画図表示のとおり」

理由 本地区は、工業的土地利用等をされている地域及び主要幹線道路に隣接する地区であるため、周辺からの文教環境の保全と地区内における良好な文教環境の形成を図り、もって、よりよい市街地整備に寄与することをめざし、本案のように決定するものである。

計画図



凡 例	
———	地区計画区域
———	壁面の位置の制限
-----	道路境界及び公共空地界より10m
-----	都市計画道路端より7m
-----	都市計画道路端
.....	敷地境界から1m
地区施設	
▨	公共空地
▨	緑地